

## 奈良県立医科大学大学院看護学研究科博士後期課程運営委員会規程

第1条 奈良県立医科大学大学院看護学研究科博士後期課程運営委員会（以下「委員会」という。）は、本学大学院看護学研究科の博士後期課程に関する協議を行う。

第2条 委員会は、看護学研究科長及び委員4名をもって構成する。

第3条 委員（看護学科長を除く。）は教育研究審議会の審議に基づき学長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合は、すみやかに補充するものとする。ただし、補充の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

第4条 委員会の委員長は、看護学研究科長をもって充てる。

2 委員会の副委員長は委員長が指名する。

第5条 委員会は委員長が招集しその議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

第6条 委員会は、次の事項について協議する。

一 大学院看護学研究科博士後期課程学生の入学、課程の修了に関すること。

二 学位論文審査及び学位の授与に関すること。

三 次に掲げる大学院看護学研究科博士後期課程に関する重要な事項

イ カリキュラムの運営に関すること。

ロ 看護学研究科博士後期課程の非常勤講師に関すること。

ハ 看護学研究科博士後期課程の入学試験に関すること。

ニ 大学院看護学研究科博士後期課程学生の福利厚生に関すること。

ホ その他の教務及び入学試験に関すること。

第7条 委員会は、必要に応じ部会をおくことができる。なお、部会については、学長が別に定める。

第8条 委員会の庶務は、教育支援課において行う。

附則

この規程は、令和5年9月4日から施行する。